

苫小牧市第2期障害福祉計画

平成21年3月

苫小牧市

目 次

第1章 第2期障害福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨と法的根拠	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の位置づけ	3
第2節 計画策定の背景	4
1. 障害者を取り巻く状況	4
2. 新サービスの体系	5
第3節 サービスの利用状況	8
1. 訪問系サービス	8
2. 日中活動系サービス	9
3. 居住系サービス	10
4. 地域生活支援事業	11
第2章 計画の基本的な考え方	12
第1節 基本理念	12
第2節 基本方針	13
第3節 平成23年度の数値目標	14
第3章 障害福祉サービス必要量の見込み	16
第1節 障害福祉サービス体系	16
第2節 訪問系サービス	18
第3節 日中活動系サービス	19
第4節 居住系サービス	22
第5節 地域生活支援事業	23
第4章 計画の推進	28
アンケート調査について	29

「障害」の表記方法について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「障害」を「障がい」と表記する自治体が増えており、北海道においても平成18年2月から保健福祉部の範囲で、ひらがな表記を試行的に実施しています。

本市では、障害者計画の策定にあたり、障害者アンケートを実施するとともに、計画検討懇話会や障害者関係団体の意見もお聞きしました。

懇話会では、「ひらがな表記」という意見が示されアンケート結果では、「変更の必要がない」とする回答が6割以上に上り、障害者団体からは、「表記の変更よりも施策の充実を」、「ひらがな表記自体に抵抗がある」などの意見が出されました。

これらを踏まえ、本市としては、「障害」の表記方法については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり、漢字表記とすることとしました。

なお、今後とも、国や北海道の動向に注視しながら、社会情勢や障害のある人の考え方の変化の状況などを捉えて、適切に対応していきます。

第1章 第2期障害福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨と法的根拠

本市では、平成8年度に「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」を基本理念とした「苫小牧市障害者福祉計画」を策定し、すべての市民が自らの意思や主体性のもとに自立した生活が送れるよう障害者施策を進めてきました。

平成15年に支援費制度が導入され、行政が障害福祉サービスを決定する仕組み（措置制度）から、利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する仕組みへ替わり、障害者の地域生活を支える社会的な環境整備が前進しました。

しかし、その一方で、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などの問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念される状況が生まれてきました。

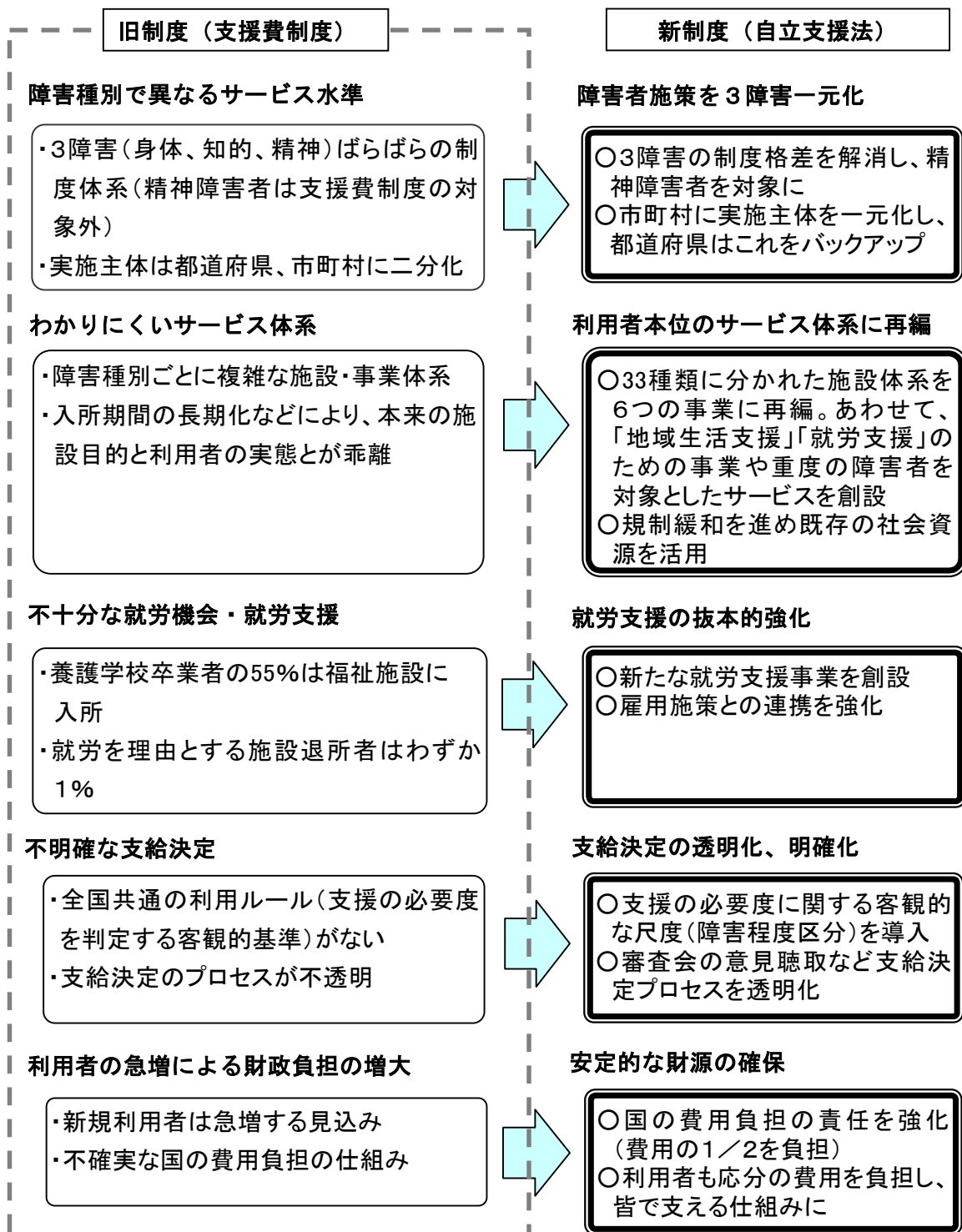
こうした状況を受けて、支援費制度をはじめとする障害福祉施策のあり方そのものの見直しを行い、障害福祉サービスの「一元化」や障害者がより「働ける社会」づくりなどを柱に据えた「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に策定が位置づけられた計画として、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障害者の就労支援の強化等に関する計画的な取組みについて明らかにするために策定するものです。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスが提供されるよう努めてきましたが、中間年にあたる平成20年度までに第1期計画を見直すこととされています。

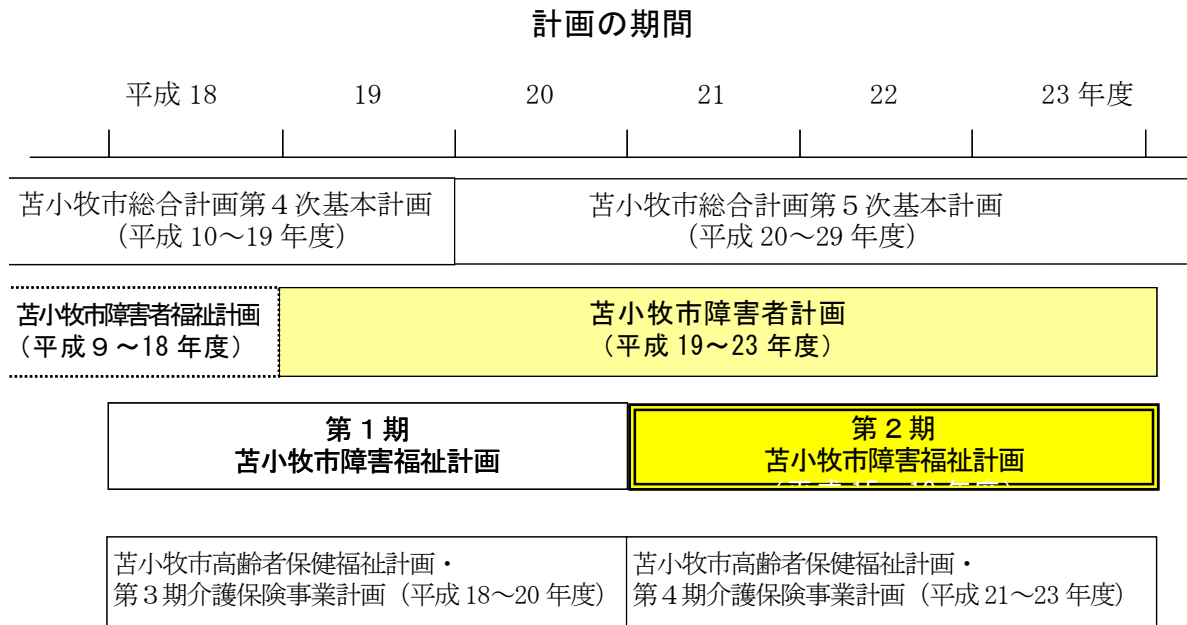
このようなことから、第1期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービス基盤整備への取組みを推進するため、上位計画である「苫小牧市障害者計画」との整合を図りながら、平成23年度を目標とした計画の見直しを行うものです。

障害者自立支援法による主なねらい



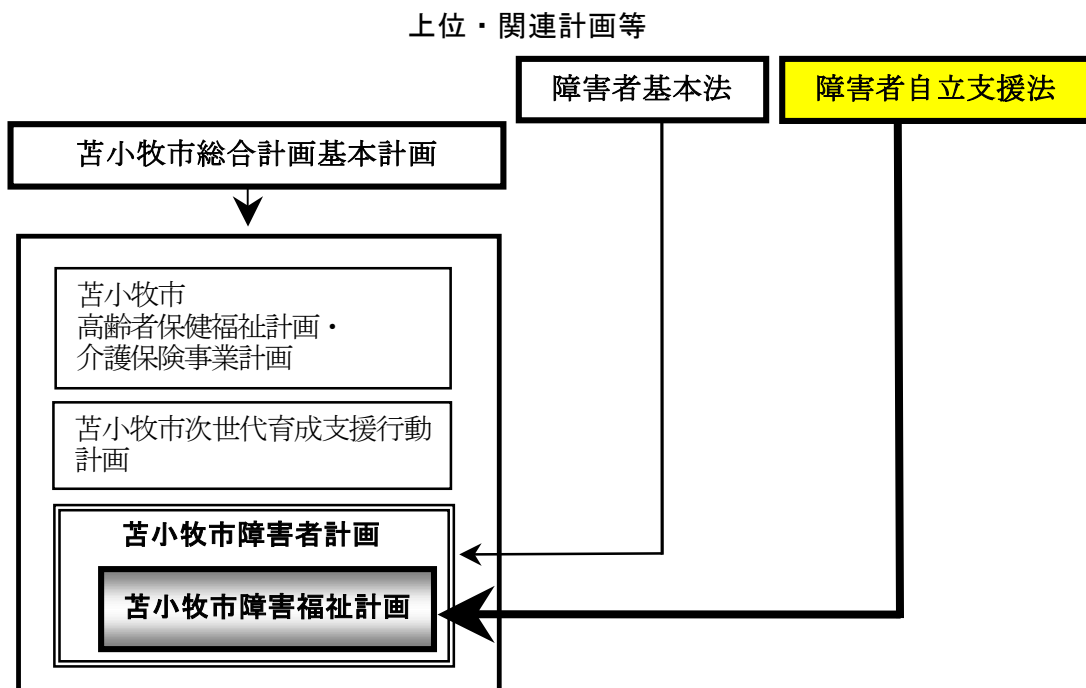
2. 計画の期間

本計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け、第1期障害福祉計画の実績を踏まえ、平成21年度から23年度までの3年間で計画期間として策定します。



3. 計画の位置づけ

本計画は、第1期計画と同様「障害者基本法」に基づき、平成18年度に併せて策定した「苦小牧市障害者計画」で定める施策・事業のうち、生活を支援するサービス、就労を支援するサービスの「実施計画」として策定します。



第2節 計画策定の背景

1. 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者数の増加・障害の重度化

全国の障害者数は、身体障害者が約366万人（厚生労働省、平成18年「身体障害児・者実態調査」等）、知的障害者が約55万人（厚生労働省、平成17年「知的障害児・者基礎調査」等）、精神障害者が約303万人（厚生労働省、平成17年「患者調査」）と推定されています。それぞれ前回調査と比較すると、身体障害者数は約14万人（平成13年：約352万人）、知的障害者数は9万人（平成12年：約46万人）、精神障害者数は45万人（平成14年：約258万人）増加しています。

今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、これまで以上に障害者施策の充実が求められています。

(2) 障害者の自立意識の強まり

障害者が社会的に保護される立場から、“チャレンジド”として積極的な生き方を求める傾向が一層強まり、社会の対等な構成員として人権が尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会づくりが求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

(3) ノーマライゼーション理念の浸透

ノーマライゼーションの理念に賛同する声が多数を占めるようになっていますが、日中、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいえない現状です。その結果、障害者に対する差別・偏見は市民社会に根強く残っています。

ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所から日中活動系サービス、グループホーム・ケアホームなどの居住系サービスへの移行を進め、障害者自立支援法がめざす、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

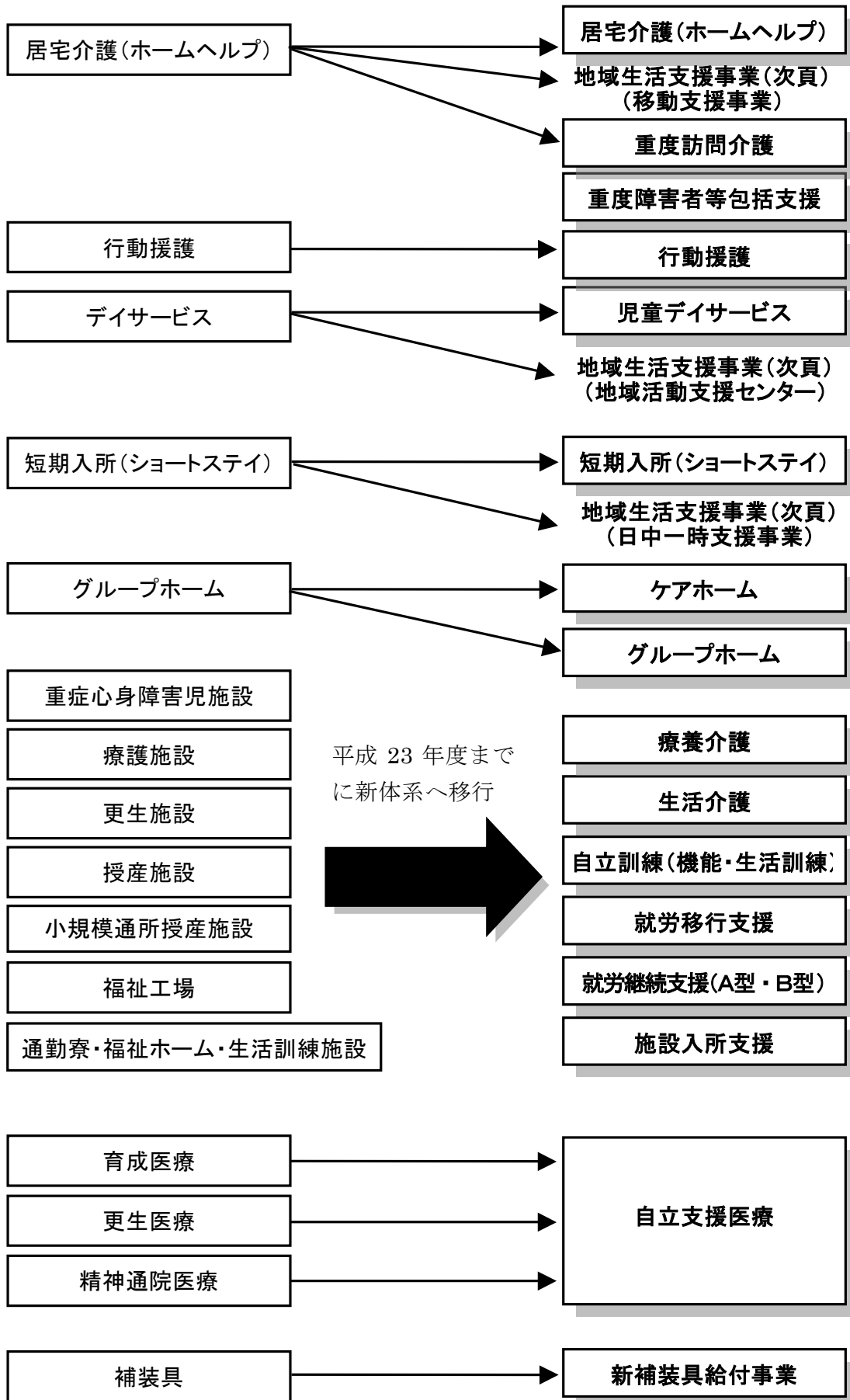
2. 新サービスの体系

障害種別で33種類に分かれていた障害福祉サービスは、障害者自立支援法により一体化されることになり、新たなサービスの区分は以下のようになりました。

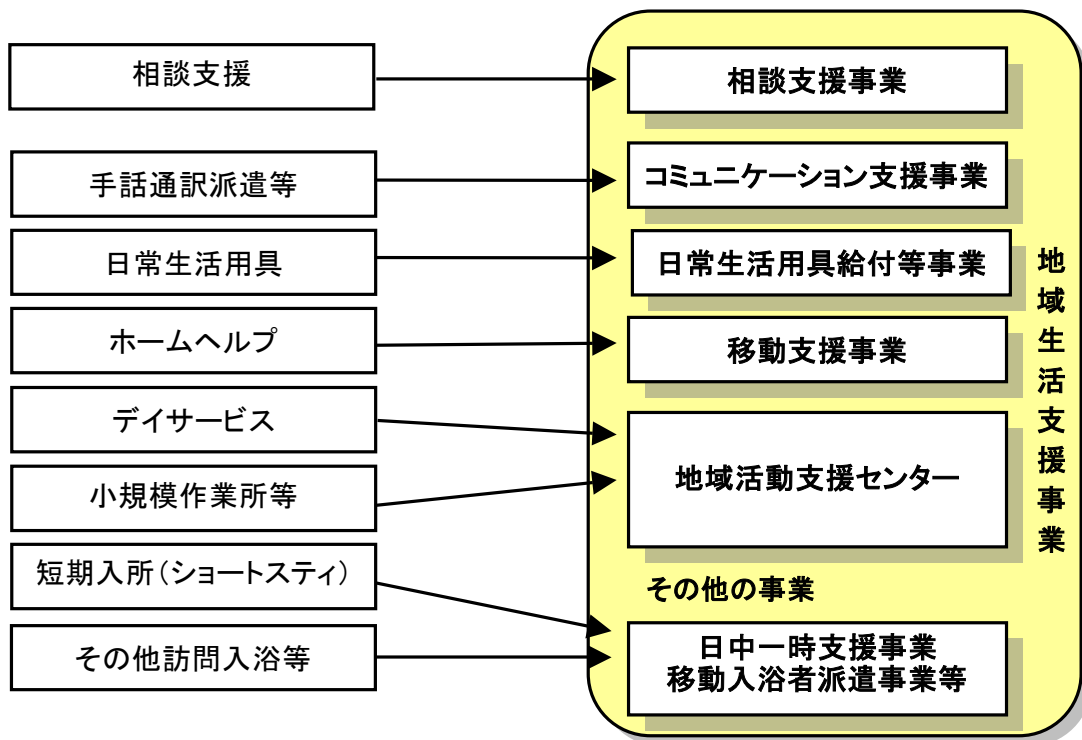
サービスの区分

区分	障害福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 (ホームヘルプ) ● 重度訪問介護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援 	/	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援 ● 日常生活用具の給付等 ● コミュニケーション支援 ● 移動支援 ● 地域活動支援センター ● その他必要な事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護 ● 療養介護 ● 児童デイサービス ● 短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練 (機能訓練) ● 自立訓練 (生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援 A型 ● 就労継続支援 B型 	
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活介護 (ケアホーム) ● 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同生活援助 (グループホーム) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援医療 ● 補装具 		

サービスの再編図



サービスの再編図（つづき）



障害程度区分と利用できる介護給付サービス

※網掛け部分が対象者

サービス名		障害程度区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)							
	行動援護〈注1〉							
	重度訪問介護〈注2〉							
	重度障害者等包括支援〈注3〉							
日中系	短期入所(ショートステイ)							
	生活介護			■				
	療養介護						▲	●
居住系	施設入所支援				■			
	共同生活介護(ケアホーム)							

- <注1>：障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の人
- <注2>：二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の「歩行・移乗・排尿・排便がいずれもできる」以外の人
- <注3>：重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な人、最重度知的障害がある人、または障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が15点以上の人
- <■>：50歳以上の人は利用可
- <▲>：筋ジストロフィー患者または重症心身障害の人
- <●>：気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

第3節 サービスの利用状況

1. 訪問系サービス

(1) 利用状況（月平均）

単位：時間

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	1,313	1,468	1,660	1,223	1,500	1,759	2,225
重度訪問介護	204	219	235	310	206	272	288
行動援護	0	60	75	0	0	0	117
重度障害者等包括支援	0	136	146	0	0	0	192

※ 計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

訪問系サービスについては、時間数・利用者数が増加傾向で推移しているものの、施設から地域生活への移行が進んでいくことや、在宅でサービスの利用に至っていない方もいることから、今後、ヘルパー不足によるサービス利用の手控えなどが生じないように、需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。また、行動援護、重度障害者等包括支援は、これまで利用実績はありませんが、今後の利用者ニーズを見極めながら、サービス提供の基盤整備など適切な対応が求められます。

2. 日中活動系サービス

(1) 利用状況（月平均値）

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量 23年度	単位
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)		
生活介護	440	1,848	3,256	269	335	584	7,436	人日
	20	84	148	21	25	38	338	人
自立訓練(機能訓練)	0	44	88	0	11	40	242	人日
	0	2	4	0	1	2	11	人
自立訓練(生活訓練)	0	220	440	0	52	144	1,056	人日
	0	10	20	0	3	9	48	人
就労移行支援	0	352	704	83	649	796	1,892	人日
	0	16	32	4	37	51	86	人
就労継続支援(A型)	0	176	352	0	21	53	902	人日
	0	8	16	0	1	4	41	人
就労継続支援(B型)	1,540	2,992	3,916	1,180	2,005	2,193	6,490	人日
	70	136	178	64	123	193	295	人
療養介護	0	1	1	0	0	0	1	人
児童デイサービス	608	651	697	771	702	672	854	人日
				224	221	221		人
短期入所 (ショートステイ)	145	155	166	107	152	137	203	人日
				12	18	15		人

※計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになりましたが、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労継続支援A型などのサービスは、提供事業者が限られているために利用が進んでいません。今後、事業者の新体系サービスへの移行により利用者の増加が見込まれ、利用者ニーズに対応するサービスの確保・充実が必要と考えます。

3. 居住系サービス

(1) 利用状況（月平均値）

単位：人

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	80	97	114	72	75	84	171
共同生活介護 (ケアホーム)							
施設入所支援	7	64	122	8	14	30	294

※ 計画量は平成17年度の実績を基に国のワークシートを使って推計。

(2) サービス利用状況と課題

居住系サービスについては、地域生活への移行を円滑に進めるため、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の計画的な整備が必要となりますが、今後の事業者の新体系サービスへの移行状況を見極めながら、基盤強化を図ることが求められます。

4. 地域生活支援事業

(1) 利用状況（月平均値）

サービス名	計画量			実績量			参考 見込量	単位
	18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度 (見込み)	23年度	
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 相談支援事業	2	2	2	3	3	3	3	箇所
イ 地域自立支援協議会	1	1	1	0	0	1	1	箇所
② 市町村相談支援機能強化事業	0	0	1	0	0	1	1	箇所
③ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	0	0	1	0	0	1	1	箇所
④ 成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1	1	1	1	箇所
(2) コミュニケーション支援事業	26	28	30	25	27	24	36	人
(3) 日常生活用具給付等事業（※）								
① 介護・訓練支援用具	15	30	30	5	7	10	40	件
② 自立生活支援用具	21	42	42	17	54	54	55	件
③ 在宅療養等支援用具	9	18	18	9	22	22	25	件
④ 情報・意思疎通支援用具	32	64	64	19	35	40	83	件
⑤ 排泄管理支援用具	1,050	2,663	2,663	1,095	2,762	2,800	3,400	件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	6	6	3	6	6	9	件
(4) 移動支援事業（※）	13	13	13	10	13	12	13	箇所
	65	65	65	43	48	47	85	人
	1,549	3,098	3,098	1,650	4,010	3,854	4,680	時間
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	6	5	5	6	5	4	5	箇所
	114	98	98	108	102	88	98	人
② 機能強化事業	4	3	3	4	3	2	3	箇所
(6) その他の事業								
日中一時支援事業	13	13	13	11	16	18	18	人
移動入浴車派遣事業	61	62	63	31	53	44	65	回
更生訓練費給付事業	14	15	16	13	10	11	19	人
自動車運転免許取得費・ 改造費補助（※）	10	10	10	3	4	6	15	件

※日常生活用具給付等事業、移動支援事業、自動車運転免許取得費・改造費補助は、1年間の件数・時間です。

(2) サービス利用状況と課題

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センターについては、概ね計画どおりに推移していますが、相談支援機能強化事業の推進、指定相談支援事業者との連携などを進めるほか、多様なニーズに応える事業の展開を図ることが求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

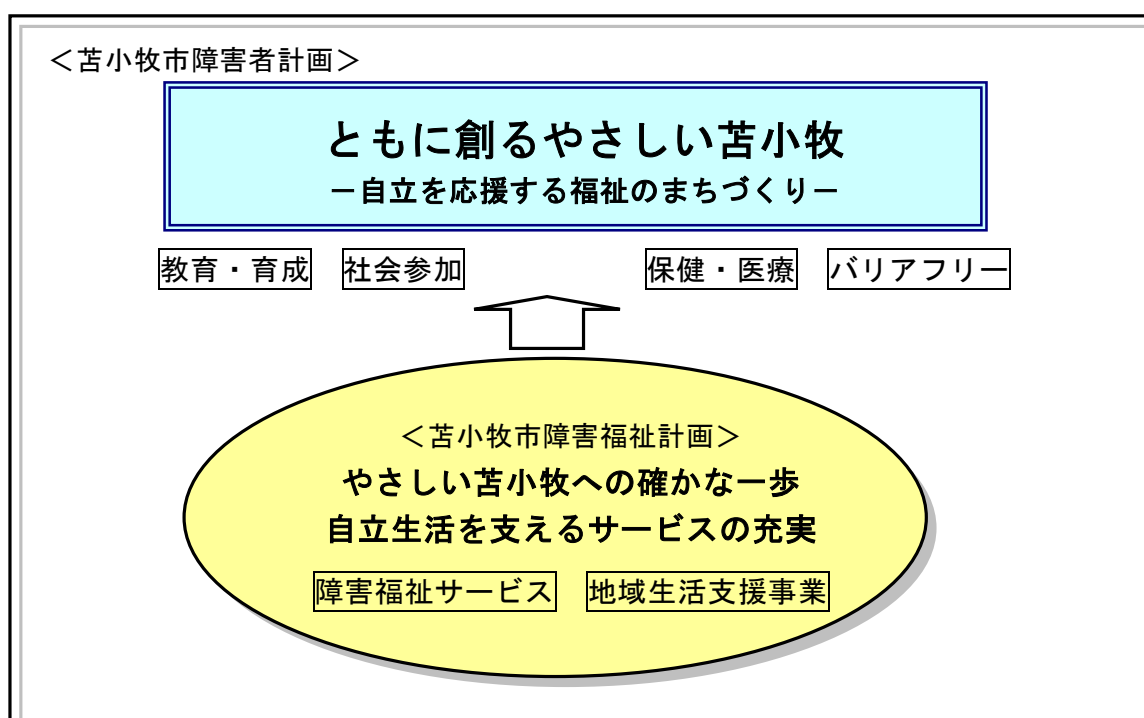
第1節 基本理念

やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

本市では平成19年度から、「ともに創るやさしい苦小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念として掲げた「苦小牧市障害者計画」に基づいて、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取り組みを、市民一人ひとり・地域団体・事業者などの参画により進めています。

地域での自立した生活に必要なとされる良質で多様なサービスを提供することは、人も街もやさしいまち、障害があっても安心して自立した暮らしができる“やさしい苦小牧”実現に向けての確かな一歩になります。

本計画の基本理念を「やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実」とし、市民・事業者等と連携しながら、計画的に良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。



第2節 基本方針

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害者が自ら選んだ場所で必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

(2) 3障害の制度の一元化への対応

これまで、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化に伴い、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図ります。

(3) サービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えます。事業者の新体系への移行の促進や、NPO等の活動の支援などによる良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

第3節 平成23年度の数値目標

施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるための、新サービス体系への移行を終了する平成23年度の数値目標*は以下のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行の目標値

○国の基本指針

- ・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することを目指す。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を第1期計画時点と比較して、7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

○北海道の目指す方向

- ・第1期計画時点の施設入所者数の2割以上が平成23年度末時点で地域生活へ移行するとともに、平成23年度末時点の施設入所者数が第1期計画時点の入所者数から14%以上減少することを目標とする。

○苫小牧市の目標値

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	342 人	第1期計画時点の数
平成23年度末の入所者数 (B)	294 人	平成23年度の利用人員見込
入所者削減見込目標値 (C)	48 人	差引削減見込数 (A - B)
削減率	14.0%	(C / A)
地域生活移行目標値 (D)	68 人	(C) を含めて、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行を目指す者
地域生活移行率	19.9%	(D / A)

(2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行の目標値

○国の基本指針

- ・平成23年度末までの退院可能精神障害者の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

○北海道の目指す方向

- ・平成17年度調査により把握した退院可能精神障害者が平成23年度末までに地域生活に移行することを目標とする。

* 各目標値は本市個別ケースの具体的な検討による設定値ではなく、北海道の調査などの推計を基に設定した値です。

○苫小牧市の目標値

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数	39 人	平成 17 年度患者調査の退院可能精神障害者数
目標減少数	39 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値

○国の基本指針

- ・第 1 期計画時点における一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

○北海道の目指す方向

- ・第 1 期計画時点における一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを目標とする。

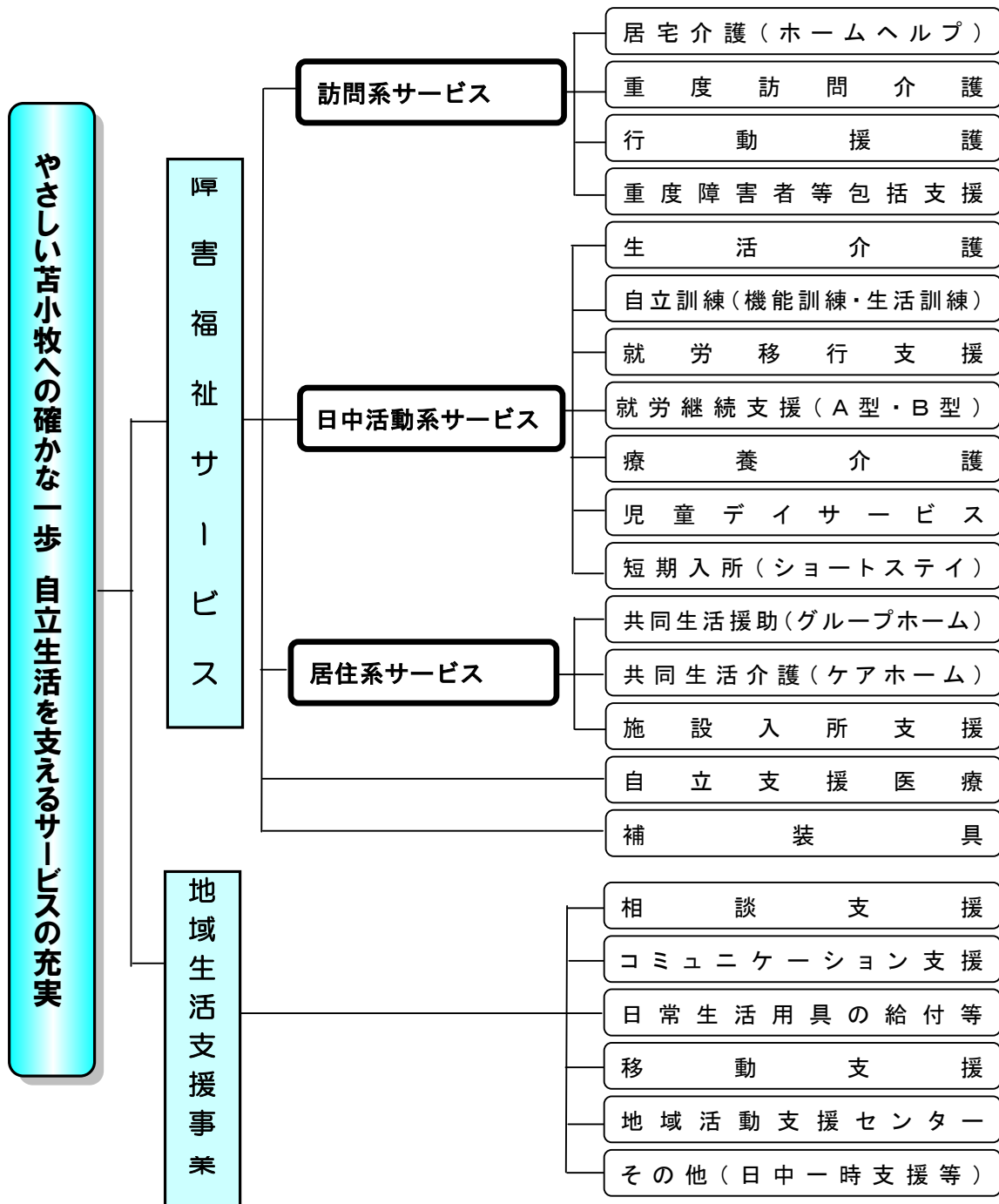
○苫小牧市の目標値

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	8 人	第 1 期計画時点において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	22 人 (2.8 倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第3章 障害福祉サービス必要量の見込み

第1節 障害福祉サービス体系

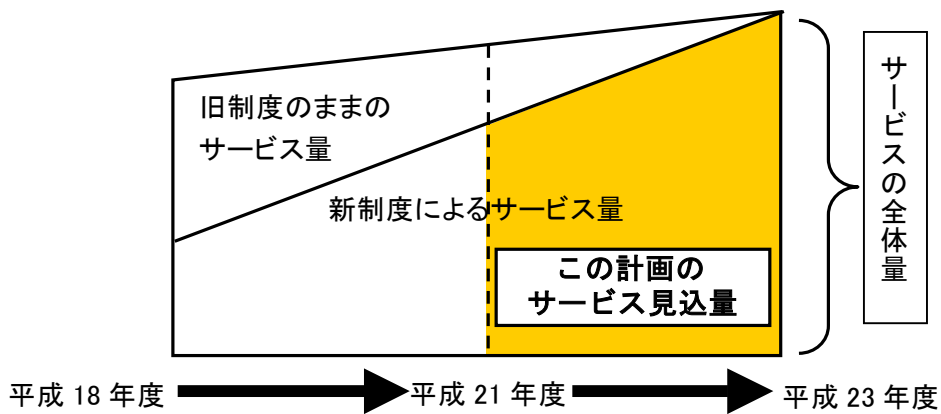
「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの柱で、障害者への総合的な支援を実施します。「障害福祉サービス」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などのサービスです。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みです。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。



【この計画におけるサービス見込量についての注意点】

- ① この計画で掲げたサービス見込量は、計画策定時点で把握できた本市の各種データに基づき国のワークシート等を利用して算出したものです。今後の不確定な要素（事業所の新体系への移行等）があることから、あくまでも見込みであり、将来のサービス提供量の確定値ではありません。
- ② この計画におけるサービス見込量は、**新制度によるサービス量のみ**を掲載しています。サービスの全体量ではありません（下記の概念図参照）。

この計画のサービス見込量の概念図



第2節 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	介護給付	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い人を対象に、居宅介護（ホームヘルプ）などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

2. サービスの見込量（月平均値）

サービス名	21年度	22年度	23年度	単位
居宅介護(ホームヘルプ)	1,883	2,034	2,225	時間分
	120	130	140	人
重度訪問介護	251	269	288	時間分
	4	4	5	人
行動援護	96	107	117	時間分
	5	5	6	人
重度障害者等包括支援	167	180	192	時間分
	2	2	2	人

3. サービス見込量の確保策

地域生活への移行を推進する観点からも増加が見込まれる訪問系サービスについては、需要に応じたサービス量の確保のため、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者に対し新規参入を働きかけるなど、提供体制の充実に努めてまいります。

また、重度障害者等包括支援など重度の障害に対応するサービスについて、地域自立支援協議会を通じニーズを把握するとともに、基盤整備に必要な支援を検討してまいります。

第3節 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
生活介護	介護給付	常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
就労移行支援	訓練等給付	一般就労等を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援A型	訓練等給付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援B型	訓練等給付	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
療養介護	介護給付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
児童デイサービス	介護給付	障害児を対象に、施設に通い日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. サービスの見込量（月平均値）

サービス名	21年度	22年度	23年度	単位
生活介護	1,496	2,816	7,436	人日
	68	128	338	人
自立訓練(機能訓練)	88	154	242	人日
	4	7	11	人
自立訓練(生活訓練)	330	550	1,056	人日
	15	25	48	人
就労移行支援	1,320	1,540	1,892	人日
	60	70	86	人
就労継続支援A型	440	660	902	人日
	20	30	41	人
就労継続支援B型	4,950	5,720	6,490	人日
	225	260	295	人
療養介護	30	30	30	人日
	1	1	1	人
児童デイサービス	746	798	854	人日
	248	266	284	人
短期入所(ショートステイ)	178	190	203	人日
	20	22	23	人

3. サービス見込量の確保策

生活介護などの介護給付事業のサービス提供体制については、各事業者が利用者の意向などを踏まえ、新体系へ移行することになることから、利用者ニーズの動向を把握し、事業者に対し適切な情報提供を行うことにより、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を促進します。

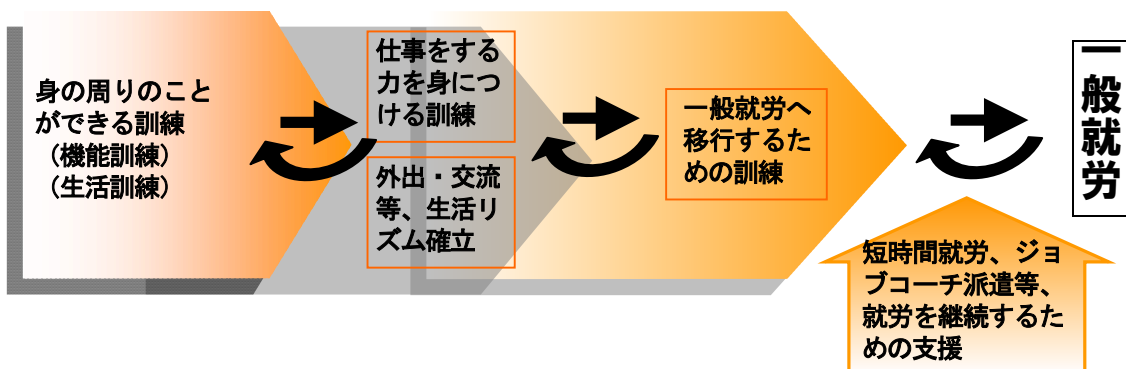
就労移行支援、就労継続支援に関しては、障害者の就労を積極的に進める観点からより一層の体制整備が必要であり、事業者の積極的な参入を図るための環境づくりや、福祉・労働・教育などの関係機関との連携強化に努めます。

また、障害者支援施設の製品を広く市民にPRするとともに、販路拡大などの支援に努めます。さらに、地方自治法施行令の改正により地方自治体の随意契約について、障害者支援施設への受注範囲が拡大されたことに伴い、市内部の印刷物や清掃などの発注拡大を進めます。

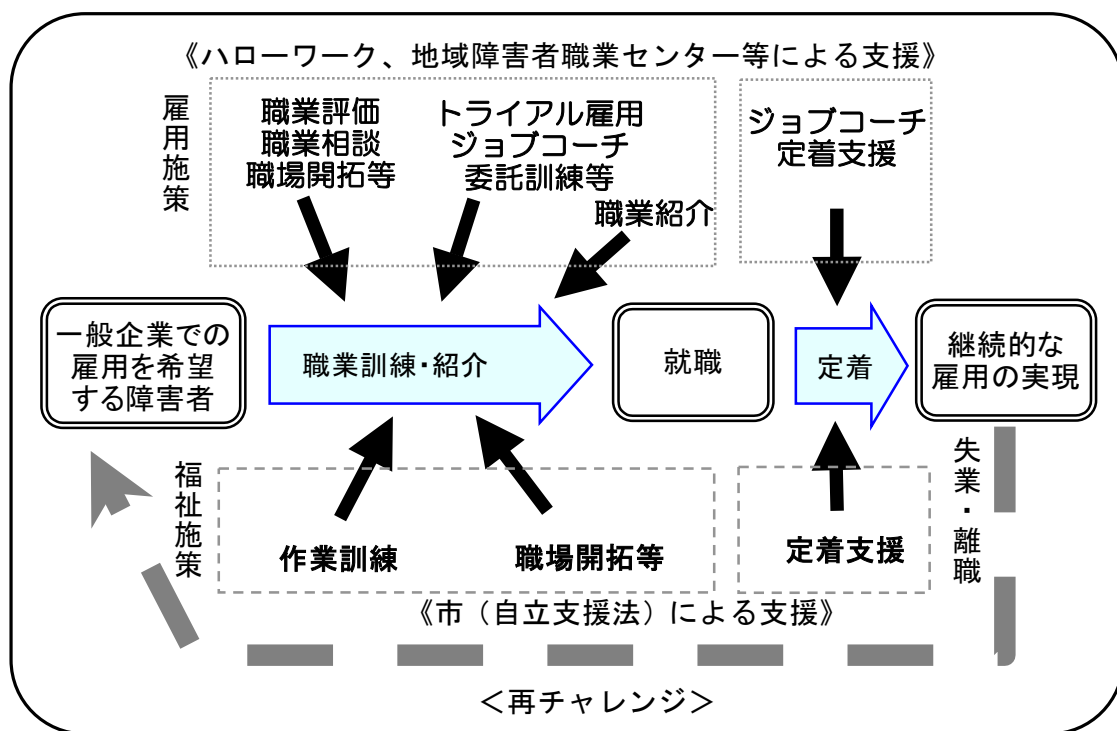
障害者等の自立と社会参加を進めるにあたって、就労は非常に重要な課題です。

本市では、就労相談員を配置し、障害者の相談にハローワークや苫小牧心身障害者職親会などとの連携を図りながら幅広く対応するとともに、苫小牧市地域自立支援協議会の就労関係部会を通じた、ネットワークの活用や雇用促進事業などにより就労支援体制の強化を図ってまいります。

一般就労に向けた過程のイメージ



就労支援における雇用施策と福祉施策の連携



第4節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1. サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	知的・精神障害者で、地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付	知的・精神障害者で、地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

2. サービスの見込量（月平均値）

サービス名	21年度	22年度	23年度	単位
共同生活援助(グループホーム)	106	136	171	人
共同生活介護(ケアホーム)				
施設入所支援	60	120	294	人

3. サービス見込量の確保策

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の計画的な整備を促進するため、北海道や圏域内の自治体、事業者との連携強化を図るとともに、公営住宅や民間賃貸住宅への入居促進のための、居住サポート事業を推進してまいります。

また、北海道と連携しながら、退院可能な精神障害者の地域移行促進に取り組み、安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

第5節 地域生活支援事業

障害のある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

1. サービスの種類・内容

(1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援における市と道の役割分担

《 市 》	《 道 》
<p>一般的な相談支援 (3障害に対応)</p> <p>①障害者相談支援事業 ②市町村相談支援機能強化事業 ③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) ④成年後見制度利用支援事業 ⑤地域自立支援協議会</p>	<p>専門性の高い支援</p> <ul style="list-style-type: none">・発達障害者支援センター運営事業・障害者就業・生活支援センター事業・高次脳機能障害支援普及事業・障害児等療育支援事業 <p>広域的な支援</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県相談支援体制整備事業・精神障害者退院促進支援事業

① 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

また、実施にあたっては、苫小牧市地域自立支援協議会を通じて、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の相談体制やネットワークの連携強化などにより事業の推進を図ります。

② 市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、配置している知的障害、精神障害の専門相談員による、専門的な相談支援が必要な困難ケース等への対応を強化します。

さらに、自宅への引きこもりなどにより障害福祉サービスと結びついていない障害のある方々に対し、家庭訪問などによる情報提供などに取り組みます。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者または精神障害者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用の支援を行います。

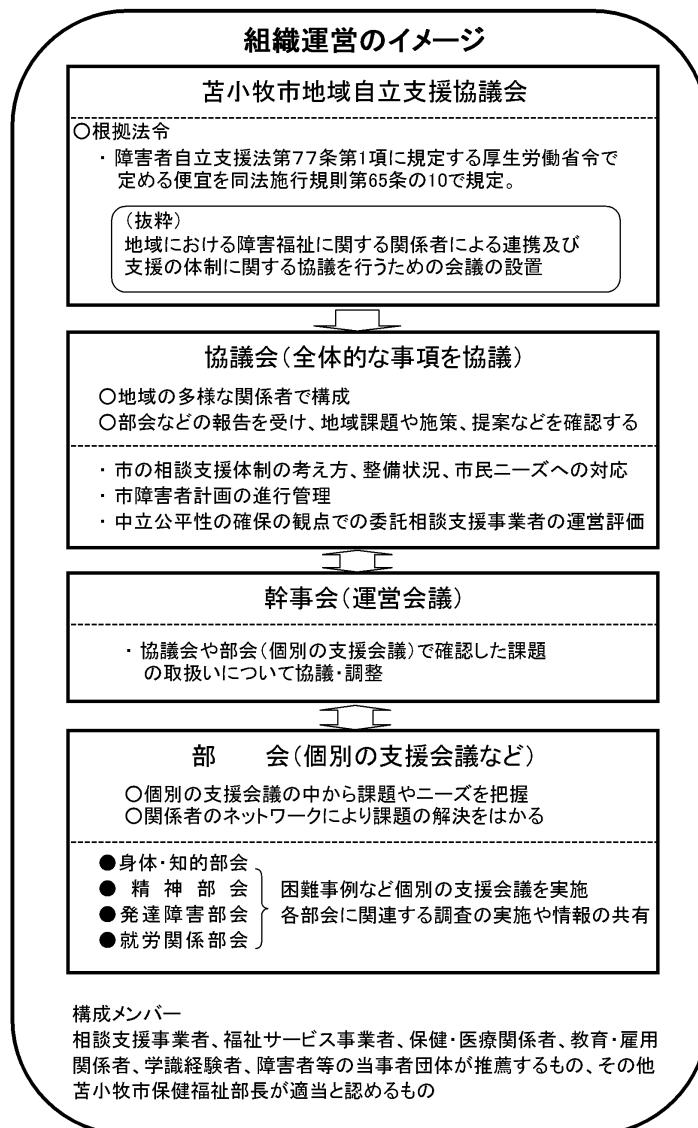
⑤ 地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織で、委託相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。

※地域自立支援協議会の位置づけ

障害者自立支援法第77条の第1項では、市町村が実施する相談支援事業について定められていますが、その中で相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、同法施行規則において「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が定められています。

【 苫小牧市地域自立支援協議会 】



(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

(3) 日常生活用具給付事業

重度の障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなど、日常生活の支援を行います。

種目	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

(4) 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また機能強化事業として、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

(6) その他の事業

事業名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と障害者等の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と市が認めた障害者等に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設、学校の空き教室等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣事業	重度の身体障害のある人で、かつ寝たきりの方で、家族の手による入浴が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所している障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費・改造費補助	障害者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人について、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体に障害のある人で、日常生活等を地域の中で自主的に営むことに支障がある重度の身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援します。
重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)	在宅の障害のある人に対し、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行います。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。
生活支援事業	障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。
生活サポート事業	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事等に対する必要な支援を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活の促進を図ります。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。

2. サービスの見込量

サービス名	21年度	22年度	23年度	単位
(1) 相談支援事業				
① 相談支援事業				
ア 相談支援事業	3	3	3	箇所
イ 地域自立支援協議会	有	有	有	実施の有無
② 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
③ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	実施の有無
④ 成年後見制度利用支援事業	有	有	有	実施の有無
(2) コミュニケーション支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	32	34	36	実利用者数(年)
② 手話通訳者設置事業	1	1	1	実設置人数(年)
(3) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	34	37	40	利用件数(年)
② 自立生活支援用具	47	51	55	利用件数(年)
③ 在宅療養等支援用具	21	23	25	利用件数(年)
④ 情報・意思疎通支援用具	71	77	83	利用件数(年)
⑤ 排泄管理支援用具	2,908	3,154	3,400	利用件数(年)
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	7	8	9	利用件数(年)
(4) 移動支援事業	13	13	13	箇所
	65	75	85	利用人数(年)
	4,128	4,404	4,680	延べ利用時間(年)
(5) 地域活動支援センター	5	5	5	箇所
	154	154	154	利用人数(年)
	98	98	98	実利用人員(日)
(6) その他の事業				
日中一時支援事業	49	51	53	利用人数(年)
	4	5	6	実利用人員(日)
移動入浴車派遣事業	63	64	65	回(月)
更生訓練費給付事業	17	18	19	人(月)
自動車運転免許取得費・ 改造費補助	11	13	15	利用件数(年)

3. サービス見込量の確保策

市の事業である地域生活支援事業は、障害福祉サービスと2本の柱として障害者の自立と社会参加を総合的に支える事業であり、地域で生活する障害者のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めてまいります。

また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、苫小牧市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとのネットワーク化を進め、重層的な相談支援体制を構築します。

第4章 計画の推進

1. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

2. 計画の点検と評価

計画を着実に進めていくため、年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

3. 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・北海道の関係行政機関との連携を強化するとともに、地域自立支援協議会を通じ、保健・医療・福祉部門の関係団体や企業・公共職業安定所などの雇用関連機関、サービス提供事業者などと連携しながら計画の推進を図ります。

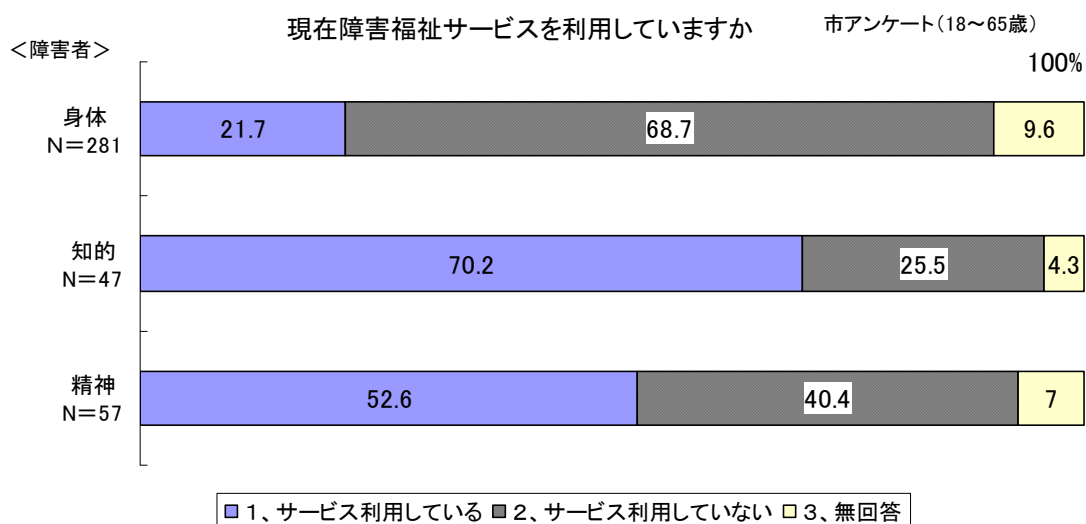
アンケート調査について

この計画を策定するにあたって本市は、平成20年9月に本市の管轄する障害者手帳所持者（施設入所者を除く、65歳以下）の20%の方々に対し「苫小牧市障害福祉計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

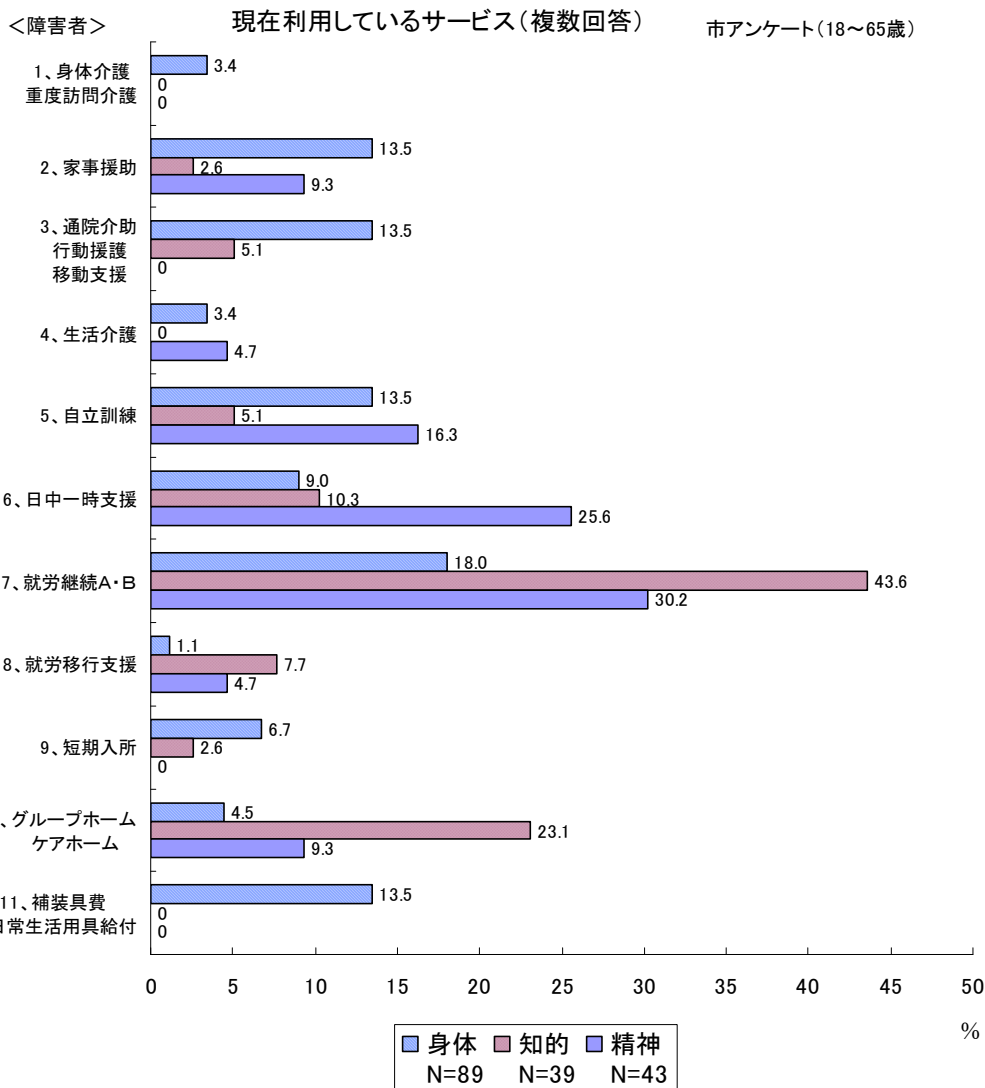
その調査の中から現状や今後の意向などについての結果は次のとおりです。

※アンケート調査

無作為により抽出した786人（20%）に郵送。18歳以上の回収率：54.2%（送付714、回収387）、18歳未満の回収率：37.5%（送付72、回収27）

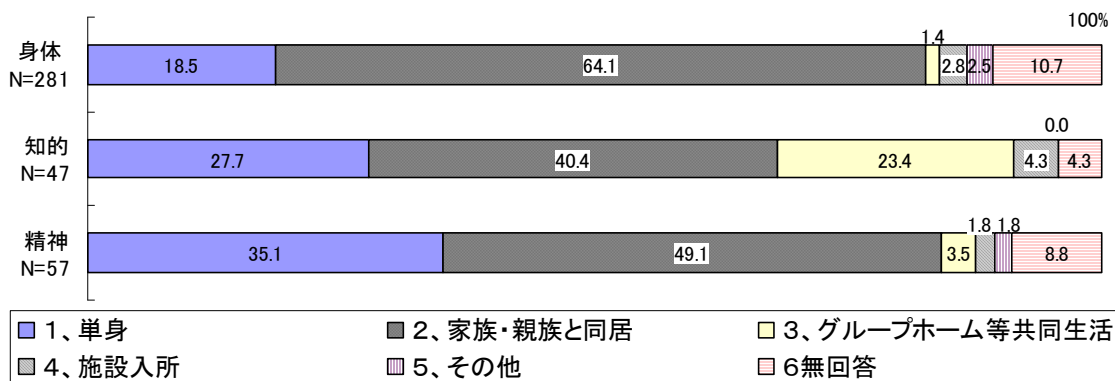


サービスの利用割合は、知的障害者が高い。また、全般的にサービスを利用していない割合も高く、今後の増加要素と考えられるとともに、制度等の周知の促進が求められます。



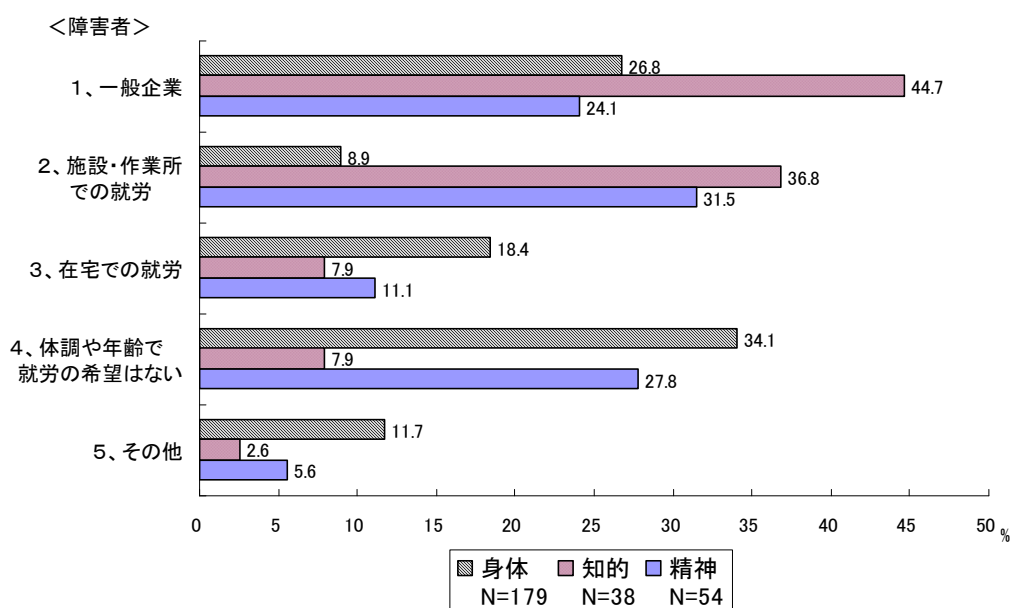
知的障害者の就労継続A・B、グループホーム・ケアホームの利用割合、精神障害者の就労継続A・B日中一時支援の利用割合、身体障害者の訪問系（身体介護等・家事援助・通院介助等）の利用割合が高いが、今後の入所施設などの新体系移行により生活介護の増加が見込まれ、また、身体介護や家事援助については、事業者の人材育成や新規参入などサービス提供体制の充実が求められます。

3年後にどのような生活を希望していますか 市アンケート（18～65歳）



全般的に、単身や家族等との同居を希望する割合が高いが、知的障害者のグループホーム等の希望が高いのが特徴的。

3年後の就労希望について(複数回答) 市アンケート(18~65歳)



一般企業の就労希望割合が全般的に高いが、知的・精神障害者の施設・作業所の希望割合も高い。また、体調や年齢で就労を希望しない割合が身体・精神障害者で高い。

18歳未満の方からの回答(回答者27人)

記入者	(人)	手帳	(人)	生活の様態	(人)
本人	2	身体障害者手帳	12	家族・親族	22
家族・親族	25	療育手帳	15	寄宿舍	5

サービスの利用状況 (人)

利用している	9
利用していない	18

3年後に利用したいサービス(複数回答) (人)

自宅でのヘルパーによる身体介助	2
自宅でのヘルパーによる家事の援助	1
通院介助、行動支援、移動支援	4
日中の介護や創作的活動を行う場の利用	3
自立訓練	12
日中一時支援	8
就労継続支援A・B	6
就労移行支援	10
短期入所	6
グループホーム、ケアホーム	5
その他	0

日中活動の希望が多い。

回答者からの声

現在は両親ともに40代後半であり不安はないが、10年後・20年後がどうなるのかと思うと、とても不安です。成年後見制度をもっと利用しやすいようにしてほしい。社会的資源を活用して、さまざまな障害者に対応できるようもっと施設等と連携が取れる体制作りをして欲しい。今は満足していますが、障害者本人が納得できるサービスが受けられるなら、利用者負担への不満はなくなると思います。

私はまだ利用する状態でないので内容的にはわかりませんが、障害の方が長く利用でき、障害者の方・介助の方の負担が少なく生活がしやすくなるようにしてほしい。障害が軽度でも障害手帳があると職は少ないので企業に働きかけを希望します。

子供の障害が進行性のため、介護が大変になってきており日中の介護、入浴、外出時の支援などを利用したいと思っていますが、申請や業者の選定などを本人や家族がしなければならず、わからない点や業者について聞きたい事を相談できる場所もない。

自立支援法ができて、障害者に対して少し変わってきたと思います。それにもかかわらず、働く場や間口が私は少ないと思います。もっと一般企業に働きかけて、障害者でも働けるようにしてほしいと思います。働く意欲があっても働く場所や仕事のマッチングがないのです。

私は子供と2人で生活しています。子供が自立出来ていないため親に負担がかかり、たとえ障害があっても働かなければいけない環境の場合、障害の程度によって少しでも働ける職場があると良い。仕事場を作って欲しいです。

市内に養護学校がないことや、施設等があっても満員状態で、進学や就職など将来のことを考えると不安になります。

親が病気で入院したら一人で生活出来ない。その時息子が現在の仕事を続けていけるように近くの施設に入居したい。

支援者付きの共同生活の場(グループホーム)が少ないと思います。障害を持つ人が一人でも安心して生活していけるような場を多く作って欲しい。

支援者付きのグループホームを作ってもらいたいです。親が元気なうちに子供の将来を考えなければと思うのですが、今のままでは不安です。通所施設で給料を頂いているのですが、利用料・食事代・送迎のバス代を払ったら給料がなくなります。今は親と一緒にだからいいのですが、親亡き後のことが心配です。

現在本人は、家族の手助けで身の回りのことが大体出来ているので障害者施設によるサービスを受けたことはありませんが、日常が社会から閉ざされていくようでそれが不安に思っています。手帳を頂いている者は何らかの障害があつてのことですので、年に1度でも「今はどうですか」「困っていることはありませんか」と、声をかけていただける所があれば、実はこうしたいとか悩んでいるとか話せるのかなと思います。

苫小牧市障害福祉計画



平成21年3月

発行：苫小牧市保健福祉部社会福祉課

〒053-8722 苫小牧市旭町4-5-6

TEL 0144-32-6111（代表）

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

この冊子は障害者就労支援事業所「印刷工房クローバー」による印刷・製本です。